

やまとたかだ

2018

10

No.1001



英語を学ぼう(9月6日撮影:陵西幼稚園)

INDEX

こども園・幼稚園・保育所 入園・入所者募集 ①～② ごみ分別アプリ「さんあ〜る」無料配信開始 ③
浄化槽の維持管理はできていますか 等 ③～④ ブロック塀等撤去改修工事補助制度10月1日から開始 ⑤
市町村と県との「不動産合同公売」の実施 ⑥ いま、市立病院では ⑦ 人権シリーズ ⑧ 消費生活センターから ⑨
BOOKサロン ⑩ 各種相談 ⑪

こども園・幼稚園・保育所

入園・入所者募集

(私立幼稚園を除く)

▽申込書類の配布開始日

10月1日(月)

※書類の配布・提出場所は、下の各施設の表を見てください。

▽受付期間 10月15日(月)～19日(金)

※期間内の申し込みを優先して、選考・調整します。

▽入園(所)対象児の生年月日

・こども園(教育認定)・幼稚園(3年保育あり)

平成25年4月2日～平成28年4月1日

※「こども園(教育認定)」とは、こども園の幼稚園相当のクラスのことです。

・幼稚園(3年保育なし)

平成25年4月2日～平成27年4月1日

・こども園(保育認定)・保育所

平成25年4月2日以降

※平成30年10月1日以降に子どもが生まれた、または生まれる予定の人は、保育課へ問い合わせてください(入所・入園は、満6か月を迎えた月の翌月からとなります)。

※育児休業や妊娠中で、平成31年度途中に職場復帰する人も、期間内に申し込んでください。

保育所(園)・こども園

▽申込書類の配布場所

市保育課、各保育所(園)・こども園

▽申込書類の提出先・受付時間

第1希望の施設へ提出

施設名	受付時間
高田こども園・土庫こども園・片塩保育所・浮孔保育所	午前7時30分～午後7時
天満保育所・みどり保育所・磐園保育所・高田西保育所	午前7時30分～午後6時
つぼみ認定こども園	午前8時30分～午後5時30分
よのもと保育園	午前9時30分～午後5時
三倉堂保育園	午前8時30分～午後6時
かなえ保育園	午前9時～午後4時

▽保育所・こども園(保育認定)の利用要件

父母いずれも(父母と別居している場合は、児童の面倒をみている人)が、仕事や病気などで児童を保育することができない場合

▽選考・調整方法

・保育所・こども園(保育認定)

「保育利用調整基準」により、優先度の高い児童から入所(園)を決定します。

・こども園(教育認定)

幼稚園の入園優先順位に準じて、入園児童を決定します。

※定員に余裕がない場合は、第2希望以下の施設の利用相談となります。

▽保育時間

私立施設は、各施設に直接問い合わせください。

・公立保育所・こども園(保育認定)

原則として、午前8時30分から午後4時30分(土曜日は正午まで、日曜・祝日は休み)

※施設により、基本時間外保育をおこなっています。

・公立こども園(教育認定)

午前8時30分～午後2時(土・日・祝日は休み)

※預かり保育：教育時間終了後～午後4時(月5回まで)

▽必要書類

①申請書(本人確認書類と、マイナンバーの確認書類の提示が必要)

②父母などの保育理由証明書(保育認定のみ)

③保育利用調整基準(保育認定のみ)

④基本時間外保育利用申請書(保育認定の該当者のみ)

⑤食物アレルギーの指示書(該当者のみ)

⑥障害者手帳のコピー(該当者のみ)

⑦診断書または意見書(子どもが、子ども家庭相談センター、リハビリセンターへ通っている人など)

⑧(特別)児童扶養手当証書のコピー(該当者のみ)

⑨保育料算定に係る事項の申出書(該当者のみ)

⑩健康調査票(公立施設のみ)

⑪平成30年度市町村民税(非)課税証明書(平成30年1月1日に大和高田市に住民票がなかった人)

▽こども園の募集予定人数

【保育認定】

・高田こども園：0歳(5名)1歳(5名)2歳(3名)3歳(3名)4歳(5名)5歳(6名)

・土庫こども園：0歳(6名)1歳(6名)2歳(4名)3歳(11名)4歳(9名)5歳(5名)

【教育認定】

・高田こども園：3歳(35名)4歳(7名)5歳(7名)

・土庫こども園：3歳(25名)4歳(24名)5歳(20名)

※同じ施設で、保育認定・教育認定の一

方の申し込みが募集人数を超え、一方が募集人数に満たない場合、募集人数に満たない人数分、募集人数を超えた区分の児童に入園してもらいます。受付期間外の2次募集は行いませんが、調整後も空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

※園児の退園などにより、入園者数が変動することがあります。

▽入所(園)の内で

平成31年2月に通知予定

※提出書類や記載内容に虚偽があった場合は、内定を取り消します。

▽保育料の決定

・4月～8月分：平成31年3月に通知予定

・9月～3月分：平成31年8月に通知予定

※保育料を滞納すると、督促手数料・延滞金の徴収、財産などの差し押さえを行います。

〔保育課 内線566〕

■幼稚園

▽保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後2時

※預かり保育：教育時間終了後～午後4時(月5回まで)

▽費用

●保育料：月額6,300円を上限とし、市町村民税課税額を算定基準として決定

施設名	受付時間	募集予定園児数		
		3歳児	4歳児	5歳児
片塩幼稚園	午前9時～午後5時		30名	21名
浮孔幼稚園			30名	17名
磐園幼稚園			30名	17名
陵西幼稚園		30名	15名	17名
菅原幼稚園		30名	18名	18名
浮孔西幼稚園		30名	7名	13名

・4月～8月分：平成31年3月下旬ごろに通知予定

・9月～3月分：平成31年8月下旬ごろに通知予定

●給食費：月額4,100円

●預かり保育：1回200円

●その他に保育材料等の諸費が必要。

▽受付時間、募集年齢・定員

※本募集で3歳・4歳児クラスが定員

に達した場合、次年度の4歳・5歳児クラスの募集を行わない場合があります。

※3歳児クラスは、園児数が20人を超えた場合、2クラスに分けて保育を行います。ただし、募集期間内に申込者数が20人を超えなかった場合、1クラス運営とするため、20人を超えての追加の募集は行いません。

※園児の入園・退園などにより、募集園児数が変動することがあります。

▽必要書類(入園を希望する幼稚園に提出)

【必ず必要なもの】

①入園願書

②施設型給付費支給認定申請書

※書類の作成には印鑑、入園する子ども・保護者およびその配偶者のマイナンバーの記入が必要です。また、提出の際に、提出者の本人確認書類、保護者のマイナンバー確認書類の提示が必要です。

【該当者のみ必要なもの(保育料の算定に必要な書類です)】

③平成30年度市町村民税(非)課税証明書(平成30年1月1日に大和高田市に住民票がなかった人)

④障害者手帳・療育手帳のコピー(子どもまたは同居の親族が該当する場合)

⑤(特別)児童扶養手当証書のコピー

※④または⑤を提出した人は、収入状況に応じて保育料が減額となる場合があります。

があります。

▽幼稚園の入園優先順位(基準日：10月1日)

申込者数が募集人数を超えた場合は、募集期間内の申込者の中から、次の優先順位で入園を決定します。この方法によっても募集人員を超えている場合、抽選により決定します。

・第1優先順位 入園を希望する園に、すでに兄弟・姉妹が在園(現5歳児は除く)している人

・第2優先順位 入園を希望する園の小学校区に在住する人、または通園距離が0.5km未満の人

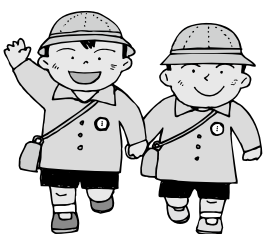
・第3優先順位 通園距離が1.0km未満の人

・第4優先順位 通園距離が1.5km未満の人

・第5優先順位 通園距離が2.0km未満の人

※応募した幼稚園で、申込者多数により入園できなかった人は、他の幼稚園の入園定員に空きがあれば、希望により入園することができます。

〔学校教育課 内線151〕



ごみ分別アプリ 「さんあ〜る」無料配信開始

10月1日から、ゴミの出し方や収集日、分別方法など、スマートフォンやタブレット端末から簡単に確認することができ、ゴミ分別アプリ「さんあ〜る」の無料配信を開始します。このアプリの便利な機能を使って、ゴミの分別方法や処分方法を確認し、ゴミの減量に役立ててください。



※通信料は利用者の負担となります。

●主な機能

- 収集カレンダー
- 収集日通知(今日、明日の収集日)
- 便利帳(ゴミ分別の手引き)
- 分別帳(ゴミ分別辞典)
- 問い合わせ先(地図表示機能あり)
- 指定ゴミ袋販売店一覧(地図表示機能あり)

●初期設定方法

新規登録 ↓ 奈良県 ↓ 大和高田市 ↓ お住まいの「燃える」ゴミ・木収集地区 または「燃える」火・金収集地区を選択 ↓ カンビン収集地区番号①〜⑧を選択して地域設定をしてください。

●その他設定

右上のメニューより、設定で通知設定や地域設定ができます。

ごみ分別アプリを使うには、使用するスマートフォンやタブレット端末のアプリ専用ストアより「さんあ〜る」で検索してダウンロードしてください。
(下記のQRコードからもダウンロードできます。)



iOS 端末 (iPhone 等)
(対応バージョン: iOS は 8 以上)



Android 端末
(対応バージョン: OS は 4.2 以上)

クリーンセンター 52・1600

大和高田市新庁舎建設事業

設計・施工業務事業者の決定

本市では、新庁舎建設事業を進めるにあたり、設計・施工一括発注方式を採用し、その設計・施工を行う事業者選定を8月11日(土)に、公募型プロポーザルにより実施し、次の業者を選定しました。

今後は、新庁舎建設の基本理念である

「夢」「笑顔」咲き、「未来」へと時を紡ぐ

人と地域の「輪」を育むよりどころ

の実現に向け、設計・施工へと進めていきます。

▽事業者名 戸田建設・安井建築設計事務所 共同企業体

▽設計・施工業務事業者決定までの流れ

平成29年8月 「新庁舎建設基本構想」の策定

平成29年9月 新庁舎の位置を「旧奈良県高

田総合庁舎跡地」とする条例案、可決

平成30年3月 「新庁舎建設基本計画」の策定

平成30年5月 設計・施工業務 事業者選定

公募型プロポーザルの実施公告

平成30年9月 市議会において、契約の締結について可決

※「基本構想」「基本計画」の策定にあたっては、市民アンケート・パブリックコメントの実施、基本構想等策定委員会、庁舎整備庁内検討委員会などで議論を重ねてきました。

また、事業者選定プロポーザルにあたっては、施設計画・施工計画・地域貢献など提案の企画力および実現性などについて学識経験者で構成される審査委員会が総合的な評価を行いました(詳しくは、市ホームページ「新庁舎建設事業ページ」でお知らせしています)。

※プロポーザル方式とは、発注する業務内容や目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った「事業者(人)」を選ぶ方式です。

※提案された内容がそのまま実際の新庁舎の設計内容となるものではありません。具体的な設計は、今回選定された設計・施工者と協議して決定していきます。



庁舎建設室 内線2960

浄化槽の維持管理は

できていますか
10月1日は浄化槽の日

大和川の水质は、改善してきていますが、汚れている支川もまだ残っています。

○浄化槽の維持管理を適正に実施しましょう

浄化槽は微生物の働きで生活排水を処理するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理が必要です。

維持管理には保守点検・清掃・法定検査があり、法律で定期的に実施することが義務付けられています。

○保守点検

・装置の調整・修理などを行います。
・浄化槽保守点検業者に依頼してください。

▽問合せ先

保守点検業者(「エコなら」ホームページ内に業者名簿を掲載しています)

○法定検査

・浄化槽が適正に管理(清掃と保守点検)されているか、正常に働いているかを検査します。

・毎年1回の受検が義務付けられています。

▽問合せ先 (一社)奈良県環境保全協会

☎22・5161

○清掃

・浄化槽の清掃(くみ取り)を行います。

・年1回以上の清掃が義務付けられています。



・浄化槽清掃業者に依頼してください。(地域により許可業者が異なります。)

・使用を中止するときや解体するとき
は、必ず業者に連絡して最終くみ取りをしてください。

■おおよまと環境整美事業協同組合

☎52・29982

■大和清掃企業組合

☎52・33372

▽問合せ先 市環境衛生課

(環境衛生課 内線282)



トラクターなどを 使用した後のお願い

農作業後にトラクター・コンバインなどで公道を走るときは、機械についた泥を必ず落としてから走行するようにしてください。大きな泥のかたまりが道路に落ちると、自動車だけでなく、歩行者や自転車などの通行の妨げになり大変危険です。

交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしてください。

(産業振興課 内線246)

空き地の雑草除去

市では、快適で住みよい環境づくりのため「大和高田市内の空き地に繁茂

した雑草の除去に関する条例」を制定しています。

住宅地周辺の空き地に雑草が生い茂ると、周辺の人たちに不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。また、ごみの不法投棄や犯罪、交通事故などを引き起こすおそれもあります。

これらを防ぐためにも、空き地の所有者または管理者は、責任を持って適切に土地を管理しましょう。

(環境衛生課 内線281)

感震ブレーカーを 設置しましょう

東日本大震災や阪神淡路大震災などの火災原因は、電気に起因するものが過半数を超えています。地震の揺れによる出火や、停電が復旧したときに発生する火災が主な原因です。

震災発生時、設定値以上の揺れを感じると、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止めることができる「感震ブレーカー」を設置しましょう。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合、電気火災を防止できる有効な手段となります。

「感震ブレーカー」は、「分電盤タイプ」「コンセントタイプ」「簡易タイプ」の3種類があります。各家庭にあったタイプを選び、南海トラフ地震などが発生する前に設置するよう、早急な対応をお願いします。

(奈良県広域消防組合 高田消防署

☎25・0119)

蜂の駆除

初夏から晩秋にかけては蜂が活動する時期のため、家の軒下や屋根裏へ、夏過ぎから巣を作り始めます。蜂の駆除は、巣が大きくなる前に、害虫駆除業者(市では駆除できません)に依頼してください。家庭で市販の蜂用殺虫剤を使用する場合は、蜂の種類によって効き目が異なりますので、注意してください。特に、スズメバチに刺されると死亡する危険性があります。巣には近寄らず、すぐに業者に駆除を依頼してください。害虫駆除業者が分からない場合は、県の許可団体である、ベストコントロール協会(☎0742・237312 ※火曜日休業)へ問い合わせてください。

(環境衛生課 内線281)

ごみの野外焼却(野焼き) は止めましょう

「近所でごみを燃やして煙や悪臭で困っている」といったような苦情が多く届いています。

野外でゴミを燃やすことは一部の例外を除いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定により禁止されています。

簡易焼却炉(ドラム缶、ブロック製の炉など)の使用も法律違反になります。

近隣に住む人たちへ迷惑をかけないためにも皆さんのご協力をお願いします。家庭から出るごみや、家庭菜園や樹木剪定で出たごみは、少量であれば指

定ごみ袋に入れて燃えるゴミの日に出してください。多量になれば直接クリーンセンターに持ち込んでください。※有料

(環境衛生課 内線281)

街路樹の伐採根と 歩道の補修作業

総合体育館周辺と幸町周辺の歩道で、街路樹の樹木根が歩道の表面を盛り上がりさせていること、歩行者などの通行の妨げになっていることから、街路樹の伐採根と歩道の補修作業を行います。

通行するときは、注意してください。

▽伐採根予定時期

10月中旬～11月中旬予定

(内20日程度)

▽歩道の補修作業予定時期(植栽柵を残し整備)

伐採根完了後

※伐採根した場所は、街路樹にふさわしい樹木の特徴や性質をふまえ、新たに街路樹の植栽を行う予定です。



(都市計画課公園係 内線689)

ブロック塀等撤去改修工事 補助制度

10月1日から開始

災害時のブロック塀などの倒壊による人身事故の防止や、避難路の確保を図るため、補助金を支給します。

▽補助対象 補助対象は左表の2種類

補助金の申請は一敷地につき一回限りです。要件を満たしていれば、最大30万円の補助が可能です。

※避難路等…道路(建築基準法第42条に規定する道路、道路法による道路および、市が管理する道路に限る)、公園その他市長が認める公共施設のこと。

▽補助対象者 本市の市税を滞納していない次のいずれかの人

- (1) ブロック塀等の所有者
- (2) ブロック塀等の所有者の同意を得た者
- (3) マンション管理組合の管理者

※所有者が複数の場合、全員の同意が必要
詳しくは、営繕住宅課へ。

〔営繕住宅課 内線678〕

(1)ブロック塀等の撤去工事

- ・ブロック塀等…れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造または補強コンクリートブロック造の塀や門柱のこと

補助対象工事	次のいずれにも該当するもの ①ブロック塀等が避難路等に面している。 ②ブロック塀等のすべてを撤去する。 ③ブロック塀等が倒壊した際に、避難路等が80cm以上塞がれるおそれがある。 ※上記の規定にかかわらず、上記の規定に該当するブロック塀等に一体として設置されているものとして市長が認めるときは、補助の対象とする(補助対象経費は該当するブロック塀等の撤去工事費の1/2を上限とする)。
補助金額	次のいずれかの少ない額 ①見積工事費×1/2 ②市の技術職員の積算に基づき、市長が別に定める設計金額×1/2
補助限度額	10万円
対象経費	撤去費、廃棄物積込費、廃棄物運搬費、廃棄物処分費、仮設費および諸経費

(2)軽量フェンス等の設置工事

- ・軽量フェンス…軽量のフェンス、アルミ製の門扉や門柱のこと

補助対象工事	次のいずれにも該当するもの ①ブロック塀等の撤去工事と一体となって行うもの。 ②設置場所が建築基準法第42条第2項の道路上でないこと。 ※セットバック部分の設置不可 ③軽量フェンス等のメーカー仕様に基づき、安全性を確保されたものであること。 ※塀の上部に軽量のフェンスを設置するときは、次のいずれにも該当すること。 (1)鉄筋コンクリート造または補強コンクリートブロック造の塀であること。 (2)補強コンクリートブロック造の塀に設置する場合は、当該塀の高さを申請地の地盤面(基礎部分を含む)から60cm以下のものとする。こと。 (3)軽量のフェンスの高さが塀(補強コンクリートブロック造にあっては、基礎部分の高さをを含む)の高さ以上であること。 (4)建築基準法施行令その他関係法令に基づき、安全に設置すること。
補助金額	次のいずれかの少ない額 ①見積工事費×1/2 ②市の技術職員の積算に基づき、市長が別に定める設計金額×1/2
補助限度額	20万円
対象経費	設置費、仮設費及び諸経費(軽量フェンス等の設置に係る経費に限る)

まちの話題



▲委員の皆さん

二次救急体制の充実へ
8月16日、葛城地区病院群輪番制運営協議会設立総会が行われました。
3市1町の行政や各病院長等による葛城地区病院群輪番制運営協議会の設立によって、救急で病院に搬送されるまでの時間が短くなります。中小の病院が多いことから、救急の空白地帯と言われた葛城地区の今後の救急医療の充実が期待できます。

〔健康増進課

☎23・6661〕



▲松田副市長に義援金を渡す大和高田きずなクラブの皆さん

7月豪雨災害義援金をお届け

8月8日(水)、大和高田きずなクラブの皆さんが、「TCKC西日本豪雨災害チャリティボーリング大会」で集まった7月豪雨災害義援金を松田副市長に届けました。
届けられた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地に届けられます。

〔社会福祉課

内線534〕

市町村と県との「不動産合同公売」の実施

売却区分番号	地名	地番・家屋番号	地目・種類	地積	見積価格	公売保証金
大和高田市 -2-1	甘田町	662 番 17	宅地	46.82㎡	526,000 円	60,000 円
		662 番 14 の 4	居宅	33.79㎡		
大和高田市 -2-2	蔵之宮町	142 番 5	宅地	58.07㎡	1,400,000 円	140,000 円
		142 番 5	居宅	1 階 34.76㎡ 2 階 31.27㎡		

合同公売の日程

▷とき 11月6日(火)

- ・公売保証金の納付 午前10時～10時30分 ・入札期間 午前10時40分～11時
- ・開札時間 午前11時

▷ところ 奈良県橿原総合庁舎内1階会議室(旧耳成高校跡)

変更となる場合があります。詳しくは、大和高田市または奈良県のホームページをご覧ください。



〔収納対策室 内線236〕

中小企業への融資・奨励金

市内中小企業の経営の安定をはかるために、保証料および利子の一部を補給します。金利などに負担を感じられている人にとって、安心し利用してもらえる制度です。

●特別融資

対象者	・1年以上市内に住所を有している個人 ・1年以上市内に住所を有し、市民税が課税されている法人
融資限度額	設備資金 1,500 万円 運転資金 1,000 万円
融資期間(据置期間)	設備資金 7 年 (6 か月以内の据置期間を含む) 運転資金 5 年 (6 か月以内の据置期間を含む)
保証料	不要 (市で全額負担)
利子補給率	貸付利率の 2 分の 1 以内 (年率 1% を限度とする)

●小口融資

対象者	・1年以上市内に住所を有している個人 ・1年以上市内に住所を有し、市民税が課税されている法人
融資限度額	500 万円
融資期間(据置期間)	設備資金 7 年 (6 か月の据置期間を含む) 運転資金 5 年 (6 か月の据置期間を含む)
保証料	不要 (市で全額負担)
利子補給率	貸付利率の 2 分の 1 以内 (年率 1% を限度とする)

●創業支援

対象者	・市内で創業する具体的な計画がある人 ・市内で創業後、1年未満の個人または法人
融資限度額	1,000 万円
融資期間	設備資金 7 年 (6 か月以内の据置期間を含む) 運転資金 5 年 (6 か月以内の据置期間を含む)
保証料	不要 (市で全額負担)
利子補給率	貸付利率の 2 分の 1 以内 (年率 1% を限度とする)

市内事業者への奨励金

市内に新たに商業施設、または工業などの施設を設置する事業者に、奨励金を交付します。開業前に申請してください。

●施設設置奨励金

対象事業	商業施設・工業等施設
要件	新設、増設、移転にともなう建物および償却資産の取得に要した費用が 3,000 万円以上。
奨励金	建物および償却資産の固定資産税額の 5 割相当額を 5 年間交付する。

●雇用促進奨励金

対象事業者	上記の施設設置奨励金該当事業者で、開業日の 90 日前後の間に、市内在住者を正規従業員として雇用し、1 年以上継続雇用している事業者
奨励金	従業員 1 人につき 20 万円 (限度額 1,000 万円) を 1 回限り交付する。

詳しくは下記へ問い合わせてください。

〔産業振興課 商工観光係 内線265〕

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不動)。
一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課〕
☎ 44・3210

▽連絡先 片岡清子
☎ 52・0054

▽会員数 5人

▽活動概要 市民交流センター(コスモスプラザ)で練習して、桜まつりや名人会などで披露します。

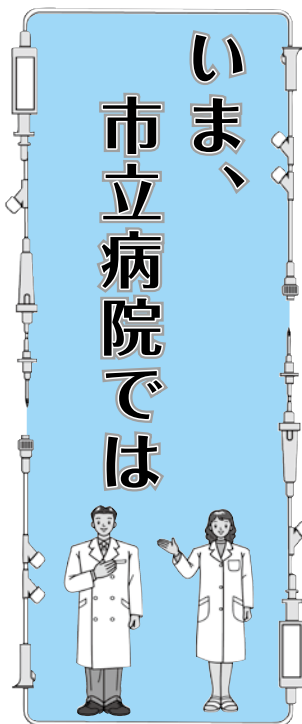
▽団体理念 老人ホームやお祭りで踊ったり、少しでも多くの人に喜んでもらって、自分たちも元気でいられることをめざしています。

優しく覚えやすい振り付けの新舞踊です。ぜひ、一度見学に来てください。



片岡流愛清の会





入院前からはじまる

退院支援
暮らしを意識した
ケアに向けて

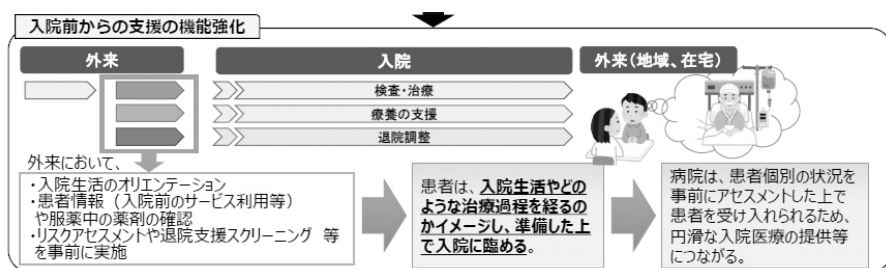
日本では、高齢化が進む中、2025年を目途に地域包括ケアシステムという住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるようなシステム構築に取り組んでいます。当院でも、65歳以上の入院患者さんが半数以上で、チーム医療としての関わりを最大限発揮し、入院が決定したときから退院後の生活を見据えた支援に取り組んでいます。療養生活への患者さんの思い、そして、家族がその思いをどのように支えたいと考えているのかを聞いて、自宅での生活の様子や介護サービスの利用状況などを確認しています。

できるような医療スタッフ間での情報交換を密にしながら、患者さんそれぞれに応じた支援を提供しています。たとえば、転倒防止、排泄行為、食事行動、お薬の管理の工夫、その他必要な日常生活支援など、認知症があっても住み慣れた環境の中で退院後も安全に生活ができるよう、患者さんの一人ひとりの状況に応じて、各職種が専門性を発揮し、チーム医療としての総力をあげた関わりをしています。

また、退院が決まれば、地域医療機関や介護保険サービス事業所と話し合いの場を持ち、切れ目のない支援につなげるような取り組みも行っています。「病気を治す医療」から「生活を支える医療」への変遷が重要視されている中、今後もより一層、地域医療機関の人と連携し、患者さんと家族の思いに添えることができるよう取り組んでいきます。

たいと考えています。今後の療養生活や、医療費、介護保険についてなど、いつでも気軽に相談してください。

※2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年



※厚生労働省「平成30年度診察報酬改定」1・3、入退院支援の推進③より一部抜粋

大和高田市立病院

地域医療連携センター

髙 美澄子

〔市立病院〕 ☎53・2901

健やかな毎日を

おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「あなたの肝臓はだいじょうぶ？肝臓病を早くみつかるために」

肝臓は体の中で一番大きく、

とても重要な臓器です。体に必要なたんぱく質を作ったり、薬やアルコールを解毒したり、エネルギーを貯める働きなどを行っています。また予備能力が高く、少々ダメージをうけても症状があらわれにくく、そのため「沈黙の臓器」と呼ばれています。

肝臓を悪くする病気には、

お酒によるアルコール性肝障害、脂肪肝、ウイルス性の肝炎、肝硬変などがありますが、症状が乏しいため早期に発見するためには血液検査などが必要となります。血液検査では、まず肝臓の働きをしめすAST(GOT)、ALT(GPT)、γGTPの数値をみます。肝機能に異常がある場合は、肝炎ウイルスの有無を検査したり、腹部超音波検査(エコー検査)で肝臓の状態をみます。

B型やC型の肝炎ウイルスが原因の慢性肝炎と診断され

た場合には、肝臓専門医のもとで治療をおこないます。ウイルス性肝炎の治療は近年非常に進み、高い効果が期待されます。

肥満や飽食による脂肪肝はよくみられる肝臓病で、比較的軽い病気とされてきました。しかし、脂肪肝のうちの一部は肝硬変、肝臓がんに進展する場合があることが近年わかってきました。検査の異常が軽度であっても侮ることなく、生活習慣の改善をするとともに、適切な検査、治療を行うことが大切です。

この機会に市の特定健診、後期高齢者健診、肝炎ウイルス検診などを利用して、肝臓のチェックをしてみませんか。

天満診療所健康教室

▽とき 10月25日(木)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「咳・たん・呼吸器の病気」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

〔天満診療所〕 ☎52・5357



人権シリーズ 187

あなたの意識を開く『扉』



毎年7月に、市内の各戸に配布される人権啓発冊子『扉』。その創刊号は今から24年前の1994年(平成6年)12月に、当時の大和高田市同和問題啓発推進本部により企画・編集され、大和高田市・大和高田市教育委員会の連名で発行されています(現在は人権施策課の企画・編集に)。

1994年12月には、第49回国連総会で「人権教育のための国連10年」が決議されました。また、翌年1995年は、1965年に同和对策審議会答申が政府に提出されてから30周年となる節目の年でもありました。

さらに1994年は国連「国際家族年」でもあり、創刊号の記

事でも「家族からはじまる小さなデモクラシー」をスローガンとして「家族の中に基本的人権と自由を確立し、特に、女性と子供に対する差別と偏見をなくすることによって、家族の福祉の増進を支援しよう」とした一年であると紹介されています。

さて、創刊号は、現在と同様に人権作文と人権標語のコーナーがあります。16ページ構成のため、記事を多く載せています。その記事の中の言葉を一部引用します。

「日々の生活の中で、私たちはどちらかと言えば、世間の判断を第一義に考え、自分の判断をそれに重ねて行動していることが多いようです。(略)しかし、

世間体を重視することによって生活をしくしくしたり、何の疑問も持つことなく生活してしまうことにもなります。そのことによって、何が真実なのかをみえにくくしてきたのも事実です。(略)日常的に差別は潜在化しており、何か事がある時、自分や家族の利害がかわる時、人間の本性があらわれるのです。」

24年前からすれば現在改善した人権課題もあるでしょうし、インターネット上の差別問題など、当時は想像しなかっただろう今日的な人権課題もあります。しかし「不易流行」という言葉もあるように、世の中には変わるもの、変わらないものがあります。根本にある大事なものは変わらないということ、を、創刊号を読みながら再確認しました。

「人権施策課 内線288」

おしえて、生活困

生活困窮者自立支援法 必見多様ネットワーク



今回は、20年以上引きこもり、大切な母親を亡くし、どうして良いかわからず相談となった58歳男性のHさんのお話です。Hさんは小中高と比較的活発な性格でした。大学に入り、環境が変わり、対人恐怖症などの神経症を患い、人付き合いが極端に苦手になってしまったと言います。

「あいつは嫌だ、こいつは嫌だ」と理由をつけては、社会と距離を置く口実にしていました。大学時代が、58歳の現在に至るまで続く心の病の始まりだったと話しました。今年の5月に母親を亡くし、Hさんのひとり暮らしが始まりました。「何十年も無職で、亡き母の収入で今日まで生活してきた恥ずかしい思い」と「なんとかして働かなければいけない思い」、「働いていないブランクが長すぎて思うように働けない思い」、さまざまな思いがHさんを突き動かしました。「いつかハロー

ワークの入り口に自分自身で立てるように」、「人とのコミュニケーションを円滑にとりたい」、そんな思いを相談支援員と話し、分かち合い、またHさん自身も今の自分の環境を少しでも変えたいという思いから、4月から始まった就労準備支援事業に参加することを決めました。Hさん自身、社会との関わりが入り口として、年齢的にもこれが最後の機会になると考えています。

Hさんの新しい扉は開かれました。その先にある道がどのような道になるかは分かりませんが、Hさんが選んだ方向が「前」です。どの道を選んでも、自分の進む「前」に向かって、私たちもしっかりと伴走支援をしていきたいと思っています。

ここから始まる。

「くらし・せいかつ支援係 44・3111(直通)」

消費生活センターから

ダイエット食品で ダイエットできなかった

テレビショッピングを見ていたら、お笑いタレントの女性が、商品のサプリメントを飲んだだけで1か月に4キロの減量に成功したと、商品使用の前後を比較した写真を見せていた。他に特に厳しい食事制限や、運動をしなくても楽に痩せられた、と言っていた。自分は医師から減量を勧められていたこともあり、運動が苦手なので早速購入を決めた。電話で申し込むと4か月は続けるように、と勧められ、4回定期コースを申し込んだ。定期コースにすれば通常価格より20%安くなるのでお得だと思った。1か月後に医師の診断を受けた際、逆に2キロ体重が増えていた。宣伝のような効果がなかったため、返品して代金を返してほしい。

(40代女性)

シニア世代の増加に伴い、健康食品市場は7,000億円を超えるとも言われ、各社さまざまにCMで購入を呼び掛けています。相談の商品は食事制限なし、とは言いながら、1食分をサプリメントに置き換えるだけ、と宣伝していました。カロリーの低い商品と普段の食事を入れ替えることで、そのカロリーの差の分はダイエットできるかもしれないですが、他の食品でそれを超えるカロリーを摂取すれば、

ば、ダイエットの効果は期待できません。健康食品の中には錠剤やカプセル状のものもあり、薬と勘違いしてしまいそうですが、医薬品ではないので効果を謳ってはいけないうちになつています。気を付けてよく見ると、必ず小さい文字で「個人の感想です。効果には個人差があります」という表示を見つけることができます。イメージに惑わされて安易にサプリメントに頼らず、まずは日常の食事、運動、休息のバランスで健康的な生活を心がけましょう。

消費者へのアドバイス

1. 通信販売では訪問販売や電話勧誘販売と異なり、クーリング・オフの適用がありません。その代わり事業者は「返品・返金について」の取り決めを分かりやすく表示しなければいけません。「返品不可」と書いてあれば従うしかありませんので注意してください。
2. 健康食品は食品です。医薬品ではないので効果や効能を謳うことは禁止されています。「個人の感想」と書かれています。効果を保証するものではありません。病氣治療中の人は必ずかかりつけの医師に相談してから購入を決めてください。
3. 天然・自然が安全とは限りません。CMのイメージに惑わされないように気を付けましょう。
4. 健康食品に多い「効果がなければ全額返金」という表示があっても、返金を申し出るときになると、電話が極端につながりにくくなることもあり、注意が必要です。

わからないこと、不安なことがあれば、消費生活センターまで電話してください。



インターネット通販の決済

対して、大手通販サイトのように、ネット上のショッピングモールのような形をとっているところは、状況にもよるけど決済方法は関係なく返金してもらえることが多いよ。

みくちゃんは通販を利用するとき、いつもどうやって決済してるかな。

クレジットカードを使うのが怖くて、いつも銀行振込や代金引換でしています。

まあ、クレジットカード決済もフィッシングサイト等のリスクもあるから安全ではないけど、もし大手通販サイト等以外から何か買うときはクレジットカードの方がトラブルがあったときに返金されやすいから銀行振込よりは安全だね。

銀行振込や代金引換は何も問題がなければいいけど、もしトラブルがあった場合は、相手方から返金してもらうのが難しいよ。

なるほど!
あ、そういえばクレジットカードをもっていないませんでした...

え!そうなんですか。

相手方が、あやしい海外業者で振込先等が個人だったら、まず返ってこないことが多いね。

新着図書のご案内

一般書

逆転の世界史	玉木 俊明／著	日本経済新聞出版社
世界の美しい色の祭り	渡部 隆宏／著	エクスナレッジ
カットクロスでつくる布こもの	文化出版局／編	文化学園文化出版局
農家が教える軽トラ＆バックホー	農文協／編	農山漁村文化協会
最後まで、あるがまま行く	日野原 重明／著	朝日新聞出版

児童

よくわかる人工知能	松尾 豊／監修	PHP 研究所
しょうぼうしゃ	たかの てつさぶろう／絵	スタジオタッククリエイティブ
大根はエライ	久住 昌之／文	福音館書店
こうえんのおばけずかん	斉藤 洋／文	講談社
コウテイペンギン	レナード・ワイスガード／絵	好学社

電子図書館 ランキング

第1位	人生の重荷をプラスにする人、マイナスにする人	加藤 諦三／著	PHP 研究所
第2位	Amazon マーケットプレイス	IT 研究会／著	ゴマブックス
第2位	かちかちやま - 日本の昔話 英語版 -	まるやま／絵	アイフリークモバイル
第4位	47 都道府県・地名由来百科	谷川 彰英／著	丸善出版
第4位	人生に役立つ! 偉人・名将の言葉	童門 冬二／著	PHP 研究所



BOOK

サロン

10月のおはなし会

◎絵本のよみきかせ

- ▷とき 10月6日(出)
ごぜん10じ30ぷんから
▷ところ としょかん えほんコーナー
▷たいしょう どなたでも

◎おはなし会

- (担当:たかだおはなしろうそくの会)
▷とき 10月13日(出)
ごぜん10じ30ぷんから

- ▷ところ としょかん2かい プレイルーム
▷たいしょう 4さいいじょう
●えほん 「おれたちはパンダじゃない」
●おはなし 「文福茶釜」

◎えほんとわらべうたの時間<きらら>

- (担当:たかだおはなしろうそくの会)
▷とき 10月20日(出)
ごぜん10じ30ぷんから
▷ところ としょかん2かい プレイルーム
▷たいしょう 3さいいか
●えほん 「わたしはだあれ」
●おはなし 「ふくろうのそめものや」

※10月27日(出)のおはなし会は、特別整理期間による休館のためお休みです。

催しのご案内

■第2回 図書館寄席

- ▷とき 10月21日(日) 午後2時～3時ごろ
▷ところ 市立図書館 2階プレイルーム
▷講師 河乃 帆鳥さん(竹内 秀憲さん)
▷内容 落語「いくじい」(笑福亭仁智 作)
▷対象 一般
▷定員 40人
▷申込方法 10月2日(火)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

お知らせ

■休館のお知らせ

特別整理期間のため、10月22日(月)～31日(火)まで休館します。この期間の返却は、図書館入口左側、または葛城コミュニティセンター内、および市民交流センター内の返却ポストを利用してください。なお、10月7日(日)～21日(日)は、貸出期間が4週間となります。

■延長等についてのお知らせ (10月2日(火)より)

旧方式		新方式
①返却日の2日前から延長可能	⇒	①貸出翌日から延長可能
②返却日から2週間延長		②延長日から2週間の延長
③2回延長可能		③1回延長可能

※延滞資料の延長はできません。また返却後すぐに同じ資料の貸出もできません。

多くの人が利用できるように、一定期間を置いてから再度貸出手続きをしてください。皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

(市立図書館 ☎52-3424 FAX 52-9415)

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第3水曜日 第1水曜～第2水曜の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごと i センター ☎24-2010
借金お悩みダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
電話相談は無料。来所・出張相談は有料				



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいをこどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和なくらしをきずきましよう。